(目的)

第1条 この要綱は、地球温暖化の防止を推進するため、温暖化の防止と暮らしやすさを両立する賢い選択「COOL CHOICE」を実践する者に対して、予算の範囲内において、その実際に要した経費の一部を補助することにより、省エネルギーの推進及び再生可能エネルギーの普及を図り、もって未来の子ども達が心の安らぎと豊かさを得られる"環境の都"長岡京の実現に寄与することを目的とする。

(適用)

第2条 この要綱に定めることのほか、補助金の交付に関し必要な事項は、長岡京市補助金 等交付規則(昭和57年長岡京市規則第8号。以下「規則」という。)の定めるところに よる。

(用語の定義)

- 第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。
  - (1) 市民 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の規定に基づき、本市の住民基本 台帳に記録されている者(未成年者を除く。)をいう。
  - (2) 住宅 人の居住の用に供する家屋(店舗等併用住宅の場合は、居住の用に供する部分が延べ床面積の2分の1以上のものに限る。)であって、個人が所有するものをいう。 (補助対象事業)
- 第4条 補助金の対象となる事業は、一部補助メニューを国の固定価格買取制度「FIT」(以下「FIT」という。)利用案件か否かで分けた、次の各号に掲げる事業とする。ただし、それぞれ別表1に掲げる要件を全て満たし、法令等に適合した事業で、導入される設備が、商用化され、導入実績があるものとする。
  - (1) 薪ストーブの設置
  - (2) 住宅窓の断熱改修
  - (3) 太陽光発電設備と蓄電設備の同時設置(FIT案件)
  - (4) 次世代自動車の導入
  - (5) 家庭用燃料電池システムの設置
  - (6) 太陽光発電設備と蓄電設備の同時設置(非 FIT 案件)
  - (7) 太陽光発電設備と蓄電設備に高効率給湯機器又はコージェネレーションシステムを加えた3点同時設置(FIT 案件)
  - (8) 太陽光発電設備と蓄電設備に高効率給湯機器又はコージェネレーションシステムを加えた3点同時設置(非FIT案件)

(補助対象者)

第5条 補助金の対象となる者は、補助対象事業ごとに、別表2に掲げる要件を全て満た す者とする。 (補助対象経費及び補助金の額)

第6条 補助金の対象となる経費及び補助金の額は、補助対象事業ごとに、別表3に掲げるとおりとする。この場合において、補助金の額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとし、補助金の額の計算の結果、1万円に満たない場合は、補助金を交付しない。

(交付申請)

- 第7条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、指定された期間 内において、補助対象事業ごとに別表4に掲げる書類をそろえて、市長に提出するものと する。
- 2 補助金の交付申請は、一つの補助対象事業につき1申請者1回限りとし、過去に同補助 金の交付を受けた者は、同じ補助対象事業に対して補助を受けることができない。
- 3 「薪ストーブの設置」「住宅窓の断熱改修」「太陽光発電設備と蓄電設備の同時設置(FIT 案件、非FIT 案件及び高効率給湯機器又はコージェネレーションシステムを加えた3点同時設置のいずれも含む)」「家庭用燃料電池システムの設置」については、一つの補助対象事業につき、同一住所(所在地)1回限りの補助金交付申請とし、過去に同補助金の交付を受けた住所(所在地)においては、同じ補助対象事業に対して補助を受けることができない。

(補助金交付の決定)

- 第8条 市長は、申請者から前条の規定による申請を受け付けたときは、これを審査し、補助金交付の適否を決定する。
- 2 市長は、前項の規定による審査の結果、適合していると認めたときは、補助金の交付及 び交付する補助金の額を決定し、長岡京市 COOL CHOICE 実践補助金交付決定通知書(別記 様式第6号)により、申請者に通知するものとする。
- 3 市長は、補助金の交付決定をする場合において、補助金の交付の目的を達成するため、 必要な条件を付することができる。
- 4 市長は、第1項の規定による審査の結果、適合していないと認めたときは、補助金の不 交付を決定し、長岡京市 COOL CHOICE 実践補助金不交付決定通知書(別記様式第7号)に より、申請者に通知するものとする。
- 5 第2項の交付決定通知書は、規則第9条の確定通知書を兼ねるものとする。 (補助金の交付)
- 第9条 前条第2項の規定による通知を受けた申請者(以下「交付対象者」という。)で、 補助金の交付を請求する者は、速やかに長岡京市 COOL CHOICE 実践補助金交付請求書(別 記様式第8号)を市長に提出するものとする。
- 2 市長は、前項の規定による請求を受け付けた場合は、当該交付対象者に対し、補助金を 交付するものとする。
- 3 補助金の交付は、交付対象者名義の金融機関口座に振り込むことにより行う。 (交付決定の取消し)
- 第10条 市長は、交付対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の全部又は

- 一部の交付決定を取り消すことができる。
- (1) 虚偽又は不正の事実に基づいて補助金の交付を受けたとき。
- (2) この要綱の規定に違反したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、補助金の使途が不適当と市長が認めたとき。
- 2 前項の規定による取消しは、長岡京市 COOL CHOICE 実践補助金取消通知書(別記様式第 10号)により行うものとする。

(補助金の返還)

- 第11条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を指定し、長岡京市 COOL CHOICE 実践補助金返還命令書(別記様式第11号)により補助金の返還を命ずるものとする。
- 2 前項の規定により、補助金の返還を命ぜられた者は、指定された期日までに補助金を返還しなければならない。

(延滞金)

第12条 市長は、前条の場合において、補助金の返還が納期限までに納付されなかったと きは、規則第15条の規定を適用するものとする。

(調査及び協力)

- 第13条 市長は、この要綱による補助事業の適正な執行のため、申請のあった補助対象事業に関し、必要な調査を行うことができる。
- 2 市長は、補助金の交付を受けた者に対し、補助金の目的に係る範囲において、補助金の 交付を受けた設備等の使用状況等の聞き取りその他の協力を求めることができる。 (処分の制限)
- 第14条 補助金の交付を受けた者は、当該補助金の交付を受けた設備等を、別に定める期間、処分することなく、適切に管理しなければならない。

(その他)

第15条 この要綱に定めることのほか、必要な事項は別に定める。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
  - (長岡京市薪ストーブ購入設置補助金等交付要綱等の廃止)
- 2 長岡京市薪ストーブ購入設置補助金交付要綱、長岡京市住宅エコリフォーム補助金交付 要綱及び長岡京市住宅用自立型再生可能エネルギー導入事業費補助金交付要綱は、廃止す る。

附則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附則

- この要綱は、令和4年8月1日から施行する。 附 即
- この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和5年5月19日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年10月28日から施行する。

附則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

## 別表1 (第4条関係)

補助対象事業	要件					
(1)薪ストーブ	(1) 本市内の住宅で、第7条に規定する申請者自らが居住する住宅又は本					
の設置	市内の事業所に設置するものであること。					
が段直	(2) 薪、端材等を燃料とし、二次燃焼等により排煙を減少させる機能を有					
	するストーブを設置する事業で、暖房に使用するものであること。 (2) 大使用りの購入なびること。					
	(3) 未使用品の購入を伴うこと。					
	(4) 長岡京市森林組合が販売する薪を使用すること。ただし、当該薪の販					
	売が行われていないときはこの限りではない。					
	(5) 第6条に規定する補助対象経費に係る支払い手続きが完了している					
	<u> </u>					
	(6) 設置工事完了後、4カ月以内に第7条に規定する申請を行う事業であ					
	ること。					
(2)住宅窓の断	(1) 本市内の住宅で、第7条に規定する申請者自らが居住する住宅の窓の					
熱改修	断熱改修工事であること。					
	(2) 本市内の業者に発注する工事であること。					
	(3) 既存のガラス・窓を交換又は既存の窓の内外に二重窓を新設する工事					
	で、熱貫流率が4.65W/m゚・K以下の製品を使う工事であること。					
	(4) 第6条に規定する補助対象経費に係る支払い手続きが完了している					
	こと。					
	(5) 改修工事完了後、4カ月以内に第7条に規定する申請を行う事業であ					
	ること。					
(3)太陽光発電	【太陽光発電設備】					
設備と蓄電設	(1) 本市内の住宅で、第7条に規定する申請者自らが居住する住宅又は当					
備の同時設置	該住宅と同一場所に設置するものであること。					
(FIT 案件)	(2) (1)の住宅に電力を供給するため、太陽光を利用して発電を行う設備					
	で、当該住宅の電気系統と連系しており、太陽電池出力(太陽電池モジ					
	ュールの公称最大出力の合計値をいう。)が2kW以上10kW未満のもの					
	(FIT の認定が10kW 未満であること。)					
	(3) 全量売電でないこと。					

#### 【蓄電設備】

- (1) 本市内の住宅で、第7条に規定する申請者自らが居住する住宅に設置するものであること。
- (2) 蓄電容量の合計値が1kWh 以上のもの
- (3) 太陽光発電設備により発電する電力を平時充放電できるよう、太陽光発電設備と連係しているもの(停電時のみに利用する非常用予備電源でないこと。)

#### 【共通】

- (1) 未使用品の購入を伴うこと。
- (2) 設置される設備が、PPA 又はリースにより導入される設備でないこと。
- (3) 第6条に規定する補助対象経費に係る支払い手続きが完了していること。
- (4) 電気事業者との電力受給を開始しており、その開始日から6カ月以内 に、第7条に規定する申請を行う事業であること。

## (4)次世代自動 車の導入

- (1) 国内で販売される国産の4輪車両のうち電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車のいずれかであること。
- (2) 「自動車検査証」上の「使用の本拠の位置」が本市内であり、「使用者」が第7条に規定する申請者であること。
- (3) 第6条に規定する補助対象経費に係る支払い手続きが完了していること。
- (4) (申請者が個人の場合)リース車両又は個人間の売買で取得した車両でないこと。
- (5) (申請者が個人の場合) 一般社団法人次世代自動車振興センターが実施する「クリーンエネルギー自動車導入促進補助金」の交付決定を受けた車両であり、交付決定後、4カ月以内に第7条に規定する申請を行う事業であること。
- (6) (申請者が事業者の場合) 車両の初回登録年月から4カ月以内に第7 条に規定する申請を行う事業であること。
- (7) (申請者が事業者でリースの場合) リース期間が11カ月以上あること。

## (5)家庭用燃料 電池システム

の設置

- (1) 本市内の住宅で、第7条に規定する申請者自らが居住する住宅に設置するものであること。
- (2) 本市内の業者に発注する工事であること。
- (3) 未使用品の購入を伴うこと。
- (4) 停電時自立発電機能付きのものであること。
- (5) 第6条に規定する補助対象経費に係る支払い手続きが完了していること。

(6) 設置工事完了後、4カ月以内に第7条に規定する申請を行う事業であること。

## (6)太陽光発電 設備と蓄電設 備の同時設置 (非 FIT 案 件)

#### 【太陽光発電設備】

- (1) 本市内の住宅で、第7条に規定する申請者自らが居住する住宅又は当該住宅と同一場所に設置するものであること。
- (2) (1)の住宅に電力を供給するため、太陽光を利用して発電を行う設備で、当該住宅の電気系統と連系しており、太陽電池出力(太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値をいう。)が2kW以上10kW未満のもの(上限の10kW未満は、パワーコンディショナの定格出力でもよい。)
- (3) 全量売電でないこと。
- (4) 法定耐用年数を経過するまでの間、自家消費した環境価値を J クレジット等の制度を利用して手放さないこと。
- (5) FIT や FIP の認定を取得しないこと。
- (6) 自己託送を行わないこと。
- (7) 再エネ特措法に基づく「事業計画策定ガイドライン(太陽光発電)」 (資源エネルギー庁)に定める遵守事項等に準拠して事業を実施すること。
- (8) 発電した電気の自家消費率を30%以上とすること。

#### 【蓄電設備】

- (1) 本市内の住宅で、第7条に規定する申請者自らが居住する住宅に設置するものであること。
- (2) 蓄電容量の合計値が1kWh 以上のもの
- (3) 太陽光発電設備により発電する電力を平時充放電できるよう、太陽光発電設備と連係しているもの(停電時のみに利用する非常用予備電源でないこと。)
- (4) 蓄電設備の価格が、蓄電容量1kWh あたり工事費込みで税抜12.5 万円以下となるよう努めること。(結果的に超えていても補助対象として認める。)
- (5) 蓄電池部(初期実効容量1.0kWh以上)とパワーコンディショナ等の電力変換装置等から構成されるシステムであり、蓄電システム本体機器を含むシステム全体を一つのパッケージとして取り扱うものであること。(初期実効容量は、JEM 規格で定義された初期実効容量のうち、計算値と計測値のいずれか低い方を適用する。)※システム全体を統合して管理するための番号が付与されていること。
- (6) 性能表示基準:「蓄電容量」「初期実効容量」「定格出力」「出力可能時間」「廃棄方法」「アフターサービス」の記載が、製品カタログ、仕様書等で確認できること。
- (7) 蓄電池部安全基準: JIS C 8715-2 又は IEC62619 の規格を満足するこ

と。

- (8) 蓄電システム部安全基準 (リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムのみ): JIS C 4412 の規格を満足すること。ただし、電気製品認証協議会が定める JIS C 4412 適用の猶予期間中は、JIS C 4412-1 若しくは JIS C 4412-2 の規格も可とする。 (JIS C4412-2 における要求事項の解釈等は「電気用品の技術基準の解釈 別表第八」に準拠すること。)
- (9) 震災対策基準(リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムのみ):蓄電容量10kWh未満の蓄電池は、第三者認証機関の製品審査により、「蓄電システムの震災対策基準」の製品審査に合格したものであること。(第三者認証機関は、電気用品安全法国内登録検査機関であること、かつ、IECEE-CB制度に基づく国内認証機関(NCB)であること。)
- (10) メーカー保証(無償)及びサイクル試験による性能の双方が10年以上の蓄電システムであること。

#### 【共通】

- (1) 未使用品の購入を伴うこと。
- (2) 設置される設備が、PPA 又はリースにより導入される設備でないこと。
- (3) 第6条に規定する補助対象経費に係る支払い手続きが完了していること。
- (4) 電気事業者との電力受給を開始しており、その開始日から6カ月以内 (電気事業者と電力受給契約を交わさない場合は、設置工事完了後6カ 月以内)又は契約年度の2月最初の開庁日のいずれか早い方までに、第 7条に規定する申請を行う事業であること。
- (5) 設備導入に係る契約日が、京都府から本市へ示される基準日以降であること。
- (6) 同じ補助対象設備に対し、他の国庫補助金を受けていないこと。 【その他】
- (1) 上記の非 FIT 案件の条件に該当しない項目がある場合で、太陽光発電 設備と蓄電設備の同時設置 (FIT 案件) の FIT であること以外の条件を 満たしている場合は、FIT 案件の補助メニューとして申請することも可

(7)太陽光発電 設備と蓄電設 備に高効率給 湯機器又はコ ージェネレー ションシステ ムを加えた3

#### 【太陽光発電設備】

※太陽光発電設備と蓄電設備の同時設置(FIT 案件)に同じ

#### 【蓄電設備】

- ※太陽光発電設備と蓄電設備の同時設置(FIT 案件)に同じ
- 【高効率給湯機器又はコージェネレーションシステム】
- (1) (高効率給湯機器の場合)従来の給湯機器等に対して30%以上省CO<sub>2</sub> 効果が得られるものであること。
- 点 同 時 設 置 |(2)| (コージェネレーションシステムの場合)都市ガス、天然ガス、LPG、

#### (FIT 案件)

バイオガス等を燃料とし、エンジン、タービン等により発電するとともに、熱交換を行う機能を有する熱電併給型動力発生装置又は燃料電池であること。

(3) 同じ補助対象設備に対し、他の国庫補助金を受けていないこと。

#### 【共通】

- (1) 未使用品の購入を伴うこと。
- (2) 設置される設備が、PPA 又はリースにより導入される設備でないこと。
- (3) 第6条に規定する補助対象経費に係る支払い手続きが完了していること。
- (4) 電気事業者との電力受給を開始しており、その開始日から6カ月以内 又は契約年度の2月最初の開庁日のいずれか早い方までに、第7条に規 定する申請を行う事業であること。
- (5) 設備導入に係る契約日が、京都府から本市へ示される基準日以降であること。

## 

件)

#### 【太陽光発電設備】

※太陽光発電設備と蓄電設備の同時設置(非 FIT 案件)に同じ

#### 【蓄電設備】

※太陽光発電設備と蓄電設備の同時設置(非 FIT 案件)に同じ

【高効率給湯機器又はコージェネレーションシステム】

- (1) (高効率給湯機器の場合)従来の給湯機器等に対して30%以上省CO<sub>2</sub> 効果が得られるものであること。
- (2) (コージェネレーションシステムの場合)都市ガス、天然ガス、LPG、バイオガス等を燃料とし、エンジン、タービン等により発電するとともに、熱交換を行う機能を有する熱電併給型動力発生装置又は燃料電池であること。

#### 【共通】

- (1) 未使用品の購入を伴うこと。
- (2) 設置される設備が、PPA 又はリースにより導入される設備でないこと。
- (3) 第6条に規定する補助対象経費に係る支払い手続きが完了していること。
- (4) 電気事業者との電力受給を開始しており、その開始日から6カ月以内 (電気事業者と電力受給契約を交わさない場合は、設置工事完了後6カ 月以内)又は契約年度の2月最初の開庁日のいずれか早い方までに、第 7条に規定する申請を行う事業であること。
- (5) 設備導入に係る契約日が、京都府から本市へ示される基準日以降であること。

- (6) 同じ補助対象設備に対し、他の国庫補助金を受けていないこと。 【その他】
- (1) 上記の非 FIT 案件の条件に該当しない項目がある場合で、太陽光発電 設備と蓄電設備の同時設置 (FIT 案件) の FIT であること以外の条件を 満たしている場合は、FIT 案件の補助メニューとして申請することも可

### 別表2 (第5条関係)

補助対象事業	共通要件	個別要件
(1)薪ストーブの設置	(1) 市税の滞納のな	市民又は市内に事業所を有す
	い者	る事業者であること。
(2)住宅窓の断熱改修	(2) 暴力団員による	市民であること。
(3)太陽光発電設備と蓄電設備の同	不当な行為の防止	市民であること。
時設置(FIT 案件)	等に関する法律(平	
(4)次世代自動車の導入	成3年法律第77	市民又は市内に事業所を有す
	号)第2条第6号に	る事業者であること。
(5)家庭用燃料電池システムの設置	規定する暴力団員	市民であること。
(6)太陽光発電設備と蓄電設備の同	でない者	市民であること。
時設置(非 FIT 案件)		
(7)太陽光発電設備と蓄電設備に高		市民であること。
効率給湯機器又はコージェネレー		
ションシステムを加えた3点同時		
設置(FIT 案件)		
(8)太陽光発電設備と蓄電設備に高		市民であること。
効率給湯機器又はコージェネレー		
ションシステムを加えた3点同時		
設置(非 FIT 案件)		

## 別表3 (第6条関係)

補助対象事業	補助対象経費	補助金の額		
(1)薪ストーブ	(1) 薪ストーブ本体、煙突及び付属品	補助対象経費の2分の1		
の設置	の購入費	(上限10万円)		
	(2) (1)の取付工事費及び煙突窓の加			
	工費			
(2)住宅窓の断	(1) ガラス・窓及びそれと不可分な部	補助対象経費の10分の1		
熱改修	材の製品に係る費用	(上限5万円)		
	(2) (1)の交換及び取付工事費			
(3)太陽光発電	(1) 太陽光発電設備、蓄電設備及び付	以下の(1)から(3)までを合計した		
設備と蓄電設	属品(パワーコンディショナ、電力	額		

[	Little II make the man of the common of the	
備の同時設置	変換装置等、機器の動作に必要な一	(1) 基本額 1万円
(FIT 案件)	体の設備を含む。ただし、HEMS とい	(2) 太陽光発電設備にあっては、
	った、補助対象事業の趣旨と異なる	太陽電池モジュールの公称最
	設備の費用については対象外。)の	大出力値に1kW 当たり1万円
	購入費	を乗じて得た額(上限4万円)
	(2) (1)の取付工事費	千円未満の端数は切り捨て、補
		助対象経費の2分の1を超え
		るときは、2分の1の額
		(3) 蓄電設備にあっては、蓄電容
		量に1kWh 当たり1万5千円を
		乗じて得た額(上限9万円)千
		円未満の端数は切り捨て、補助
		対象経費の2分の1を超える
		ときは、2分の1の額
(4)次世代自動	(1) 車両の購入費	定額10万円
車の導入	(2) 車両のリース料(申請者が事業者	
	の場合のみ対象)	
(5)家庭用燃料	(1) 家庭用燃料電池システム本体、配	定額5万円
電池システム	管及び付属品の購入費	
の設置	(2) (1)の取付工事費	
(6)太陽光発電	(1) 太陽光発電設備、蓄電設備及び付	以下の(1)から(3)までを合計した
設備と蓄電設	属品(パワーコンディショナ、電力	額
備の同時設置	変換装置等、機器の動作に必要な一	(1) 基本額 1万円
(非 FIT 案	体の設備を含む。ただし、HEMS とい	(2) 太陽光発電設備にあっては、
件)	った、補助対象事業の趣旨と異なる	太陽電池モジュールの公称最
	設備の費用については対象外。)の	大出力値に1kW 当たり2万円
	購入費	を乗じて得た額(上限8万円)
	(2) (1)の取付工事費	千円未満の端数は切り捨て、補
		助対象経費の2分の1を超え
		るときは、2分の1の額
		(3) 蓄電設備にあっては、蓄電容
		量に1 kWh 当たり3万円を乗じ
		て得た額(上限18万円)千円
		未満の端数は切り捨て、補助対
		象経費の2分の1を超えると
	/4	きは、2分の1の額
(7)太陽光発電	(1) 太陽光発電設備、蓄電設備及び付	以下の(1)から(4)までを合計した
一設備と蓄電設	属品(パワーコンディショナ、電力	額

- 変換装置等、機器の動作に必要な一体の設備を含む。ただし、HEMSといった、補助対象事業の趣旨と異なる設備の費用については対象外。)の購入費
- (2) 高効率給湯機器、コージェネレーションシステム及び付属品の購入費
- (3) (1)(2)の取付工事費

- (1) 太陽光発電設備、蓄電設備及び付属品(パワーコンディショナ、電力変換装置等、機器の動作に必要な一体の設備を含む。ただし、HEMSといった、補助対象事業の趣旨と異なる設備の費用については対象外。)の購入費
- (2) 高効率給湯機器、コージェネレーションシステム及び付属品の購入費

- (1) 基本額 1万円
- (2) 太陽光発電設備にあっては、 太陽電池モジュールの公称最 大出力値に1kW 当たり1万円 を乗じて得た額(上限4万円) 千円未満の端数は切り捨て、補 助対象経費の2分の1を超え るときは、2分の1の額
- (3) 蓄電設備にあっては、蓄電容量に1kWh 当たり1万5千円を乗じて得た額(上限9万円)千円未満の端数は切り捨て、補助対象経費の2分の1を超えるときは、2分の1の額
- (4) 高効率給湯機器又はコージェネレーションシステムの導入費の2分の1(高効率給湯機器の場合の上限10万円、コージェネレーションシステムの場合の上限20万円)
- ※設置したコージェネレーションシステムが停電時自立発電機能付きの家庭用燃料電池システムで本市内業者に発注する工事の場合は、第4条第1項(5)に規定する補助メニューの5万円の交付も同時に受けることが可能

以下の(1)から(4)までを合計した 額

- (1) 基本額 1万円
- (2) 太陽光発電設備にあっては、 太陽電池モジュールの公称最 大出力値に1kW 当たり2万円 を乗じて得た額(上限8万円) 千円未満の端数は切り捨て、補 助対象経費の2分の1を超え るときは、2分の1の額

(3	3) (1)(2)の取付工事費	(3) 蓄電設備にあっては、蓄電容
	)/ (1/(2/)・2 秋日工手員	量に1kWh 当たり3万円を乗じ
		て得た額(上限18万円)千円
		未満の端数は切り捨て、補助対
		象経費の2分の1を超えると
		きは、2分の1の額
		(4) 高効率給湯機器又はコージ
		ェネレーションシステムの導
		入費の2分の1(高効率給湯機
		器の場合の上限10万円、コー
		ジェネレーションシステムの
		場合の上限20万円)
		※設置したコージェネレーショ
		ンシステムが停電時自立発電
		機能付きの家庭用燃料電池シ
		ステムで本市内業者に発注す
		る工事の場合は、第4条第1項
		⑸に規定する補助メニューの
		5万円の交付も同時に受ける
		ことが可能

別表4 (第7条関係)

別衣4(弗/牙		
補助対象事業	共通書類	個別書類
(1)薪ストーブ	(1) 長岡京市	(1) 誓約書(別記様式第4号)
の設置	COOL CHOICE	(2) 工事完了報告書(別記様式第5号)
	実践補助金	(3) 部屋の間取り図に施工箇所を明示したもの
	交付申請書	(4) 設置後の薪ストーブのカラー写真
	兼実績報告	(5) 設置した薪ストーブの製品カタログ、仕様書等
	書(別記様式	(6) 補助対象経費の支払い手続きが完了していることが
	第1号。第4	確認できる書類(領収書、銀行等の振込依頼書、ロー
	条第1項(6)	ン契約書等の写し)
	(7)(8)に掲げ	(7) 補助対象経費の額が確認できる書類として、(6)に記
	る事業の場	載の支払い額の内訳を明示したもの(契約額明細書、
	合は別記様	見積書等の写し)
	式第12号)	(8) (事業者が事業所に薪ストーブを設置する場合)事
	(2) 補助金交	業所の所在地が確認できる書類
(2)住宅窓の断	付申請にあ	(1) 工事完了報告書(別記様式第5号)
熱改修	たっての確	(2) 部屋の間取り図に施工箇所を明示したもの

認書(別記様 式第2号。第 4条第1環 (6)(7)(8)に掲 げる事業別 場合式第1 場式第1 3 号)

(3)太陽光発電状況設備と蓄電設民基備の同時設置の情(FIT 案件)会に

- (3) 市税納付 状況及本 民基本の情報の 会に関する 同意書(別記 様式第3号)
- (4) 委任状(代 理申請の場 合)
- (5) その他市 長が必要と 認める書類

(4)次世代自動 車の導入

- 認書(別記様 (3) 施工箇所全ての工事後のカラー写真
  - (4) 施工した製品(ガラス、窓)の熱貫流率が確認できる製品カタログ、仕様書等
  - (5) 補助対象経費の支払い手続きが完了していることが 確認できる書類(領収書、銀行等の振込依頼書、ローン契約書等の写し)
- 様式第13 (6) 補助対象経費の額が確認できる書類として、(5)に記号) 載の支払い額の内訳を明示したもの(契約額明細書、 市税納付 見積書等の写し)
  - (1) 別に定める電気事業者との電力受給契約が確認できる書類
  - (2) 太陽電池モジュールの配置図面
  - (3) 設置した太陽光パネル、蓄電池のカラー写真
  - (4) 太陽電池モジュールの製造業者又は販売業者等が作成する出力対比表(設置する太陽電池モジュールの合計出力及び個々のモジュールの製造業者、型式並びに出力を記載したもの)
  - (5) 蓄電池の製品カタログ、仕様書等(蓄電容量を記載したもの)
  - (6) 補助対象経費の支払い手続きが完了していることが 確認できる書類(領収書、銀行等の振込依頼書、ローン契約書等の写し)
  - (7) 補助対象経費の額が確認できる書類として、(6)に記載の支払い額の内訳を明示したもの(契約額明細書、見積書等の写し)
  - (1) 自動車検査証の写し
  - (2) 申請の対象となる車両の車庫の位置が分かる住宅地図(集合駐車場の場合は区画番号を記入)
  - (3) 導入した車両のカラー写真 (プレートナンバーが確認できること。)
  - (4) 導入した車両の製品カタログ、仕様書等
  - (5) 補助対象経費の支払い手続きが完了していることが 確認できる書類(領収書、銀行等の振込依頼書、ロー ン・リース契約書等の写し)
  - (6) 支払いの対象となった車両の名称が確認できる書類 (注文書、売買契約書等の写し)
  - (7) (申請者が個人の場合) 一般社団法人次世代自動車振興センターが実施する「クリーンエネルギー自動車

(5)家庭用燃料 電池システム の設置

(6)太陽光発電 設備と蓄電設 備の同時設置 (非 FIT 案 件)

- 導入促進補助金」に係る交付決定通知書の写し
- (8) (申請者が事業者の場合)事業所の所在地が確認できる書類
- (1) 工事完了報告書(別記様式第5号)
- (2) 住宅の敷地図に施工箇所を明示したもの
- (3) 設置後の家庭用燃料電池システムのカラー写真
- (4) 設置した家庭用燃料電池システムの製品カタログ、 仕様書等
- (5) 補助対象経費の支払い手続きが完了していることが 確認できる書類(領収書、銀行等の振込依頼書、ローン契約書等の写し)
- (6) 補助対象経費の額が確認できる書類として、(5)に記載の支払い額の内訳を明示したもの(契約額明細書、見積書等の写し)
- (1) 宣誓書兼工事完了報告書(別記様式第14号)
- (2) 発電電力消費計画書(別記様式第15条)
- (3) 年間発電量見込みの算定根拠となる資料
- (4) 過去1年間の電力使用量の算定根拠となる資料(新築の場合は不要)
- (5) (電気事業者と電力受給契約を交わす場合) 電気事業者との電力受給契約が確認できる書類又は系統連系承諾書
- (6) 太陽電池モジュールの配置図面
- (7) 設置した太陽光パネル、蓄電池のカラー写真
- (8) 太陽電池モジュールの製造業者又は販売業者等が作成する出力対比表(設置する太陽電池モジュールの合計出力及び個々のモジュールの製造業者、型式並びに出力を記載したもの)
- (9) パワーコンディショナの製品カタログ、仕様書等(製造業者、型式、定格出力を記載したもの)
- (10) 蓄電システム全体を統合して管理するための番号が 付与されていることが確認できる資料(一般社団法人 環境共創イニシアチブに製品登録されていることが分 かる資料を想定)
- (11) 蓄電池の製品カタログ、仕様書等(製造業者、型式、 蓄電容量、初期実効容量、定格出力、出力可能時間(特 定のモード・条件下での目安となる運転可能時間のこ と)、廃棄方法、アフターサービスについて記載したも

 $\mathcal{O})$ 

- (12) 蓄電池について、メーカー保証(無償)及びサイクル試験による性能の双方が10年以上の蓄電システムであることが確認できる保証書の写し
- (13) 補助対象経費の支払い手続きが完了していることが 確認できる書類(領収書、銀行等の振込依頼書、ローン契約書等の写し)
- (14) 補助対象経費の額が確認できる書類として、(13)に記載の支払い額の内訳を明示したもの(契約額明細書、見積書等の写し。特に、蓄電設備の価格が、蓄電容量 1 kWh あたり工事費込みで税抜いくらであるか確認できる点に留意すること。)
- (15) 太陽光発電設備、蓄電設備、パワーコンディショナが、相互に関連した一体的設備として設置されたことが分かる書類(工事請負契約書、売買契約書、工事配線図面等の写し)
- (16) 契約日が確認できる書類(工事請負契約書、売買契約書の写し)
- (1)~(7)まで:太陽光発電設備と蓄電設備の同時設置 (FIT 案件) に同じ
- (8) 契約日が確認できる書類(工事請負契約書、売買契約書の写し)
- (9) 住宅の敷地図に高効率給湯機器又はコージェネレーションシステムの施工箇所を明示したもの
- (10) 設置後の高効率給湯機器又はコージェネレーションシステムのカラー写真
- (11) 設置した高効率給湯機器又はコージェネレーションシステムの製造業者、型式、燃料種、給湯器効率が分かる製品カタログ、仕様書等
- (12) (高効率給湯機器の場合) 高効率給湯機器省エネ性 能比較計算表(別記様式第16号)
- (1)~(16)まで:太陽光発電設備と蓄電設備の同時設置(非 FIT 案件)に同じ
- (17) 住宅の敷地図に高効率給湯機器又はコージェネレーションシステムの施工箇所を明示したもの
- (18) 設置後の高効率給湯機器又はコージェネレーションシステムのカラー写真
- 19 設置した高効率給湯機器又はコージェネレーション

(8)太陽光発電設備と蓄電設備に高効率はコーションを加えた3

点同時設置	システムの製造業者、型式、燃料種、給湯器効率が分
(非 FIT 案	かる製品カタログ、仕様書等
件)	(20) (高効率給湯機器の場合) 高効率給湯機器省エネ性
	能比較計算表 (別記様式第16号)

Ŧ

(申請者) 住所:

#### 氏名:

※薪ストーブの設置・次世代自動車の導入補助を申請する事業者の場合は、所在地、事業所名、代表者名、担当者名を記載 電話:

## 長岡京市 COOL CHOICE 実践補助金交付申請書兼実績報告書

長岡京市 COOL CHOICE 実践補助金交付要綱第7条第1項の規定に基づき、次のとおり補助金の交付を申請します。申請にあたり、同要綱の規定を遵守することを誓約します。

□にチェック(☑	)をし、( )に必要事項を記載してください。1枚の申請書で申請できる補助対象事業は一				
つです。また、1	つです。また、 $1$ 人の申請者が申請できるのは、 $-$ つの補助対象事業につき $1$ 回限りであり、 $過去に同補助金$				
の交付を受けたる	<b>者は、同じ補助対象事業に対して補助を受けることができない</b> 旨、理解した上で申請します。				
□薪ストー	補助金申請額 … 補助対象経費の1/2 (千円未満切捨)上限10万円				
ブの設置	( 円)				
□住宅窓の	(いずれか選択)□ガラスの交換 □二重窓の設置				
断熱改修	補助金申請額 … 補助対象経費の1/10 (千円未満切捨)上限5万円				
	( 円)				
□太陽光発	太陽光発電設備 (公称)出力合計 ( kW…(A) ※小数点以下第3位を四捨五入				
電設備と	蓄電設備 (公称)蓄電容量 ( kWh…®) ※小数点以下第3位を四捨五入				
蓄電設備	補助金申請額 ※下記のとおり。ただし、下記の計算で補助対象経費の1/2を超えるときは1/2の額				
の同時設	【太陽光部分】				
置	【蓄電池部分】®×1万5千円 (千円未満切捨) 上限9万円 ( 円… <b>)</b>				
	【合 計】©+®+基本額1万円= ( 円)				
□次世代自	(いずれか選択)□電気自動車 □プラグインハイブリッド自動車 □燃料電池自動車				
動車の導	補助金申請額 … 一律10万円				
入	( 円)				
□家庭用燃料	補助金申請額 … 一律5万円				
電池システ	開切並平明報 HOカロ				
1	( 円)				

## 別記様式第2号(第7条関係)

### 補助金交付申請にあたっての確認書

長岡京市 COOL CHOICE 実践補助金交付要綱第7条第1項に基づき、補助金の交付申請をするにあたり、特に下記の事項の確認を行いましたので申し出ます。

申請する補助対象事業について、下記内容を確認の上、右端の□にチェックを(☑)をしてください。			
薪ストーブ	設置場所は申請者の住民票上の住所と同一又は申請者である事業者の所在地		
の設置	であり、同補助金を活用したことはありません。		
	工事完了後4カ月以内に申請するものです。		
住宅窓の断	改修場所は申請者の住民票上の住所と同一であり、同補助金を活用したことはありません。		
熱改修	長岡京市内の業者に発注する工事です。		
	工事完了後4カ月以内に申請するものです。		
太陽光発電設	設置場所は申請者の住民票上の住所と同一であり、同補助金を活用したことはありません。		
備と蓄電設備	太陽電池出力が2kW以上10kW未満、蓄電容量が1kWh以上です。		
の同時設置	電気事業者との電力受給を開始しており、その開始日から6カ月以内に申請するものです。		
次世代自動	過去に同補助金を活用したことはありません。		
車の導入	国内で販売される国産の4輪車両です。		
	「自動車検査証」上の「使用の本拠の位置」が本市内であり、「使用者」欄は申請者と同一です。		
	処分の制限期間である4年間、売却等、車両を処分する予定はありません。		
	※ただし、事業者でリースの場合はこの限りではありません。		
	(個人の場合)一般社団法人次世代自動車振興センターが実施する「クリーンエ		
	ネルギー自動車導入促進補助金」の交付決定後、4カ月以内に申請するものです。		
	(事業者の場合) 車両の初回登録年月から4カ月以内に申請するものです。		
	(事業者でリースの場合) リース契約期間は11カ月以上です。		
家庭用燃料	設置場所は申請者の住民票上の住所と同一であり、同補助金を活用したことはありません。		
電池システ	長岡京市内の業者に発注する工事です。		
ムの設置	停電時自立発電機能付きのものです。		
	工事完了後4カ月以内に申請するものです。		

上記申出内容について相違ありません。

年 月 日

長岡京市長 様

(申請者) 氏名:

〒

(申請者) 住所:

氏名:

※薪ストーブの設置・次世代自動車の導入補助を申請する事業者の場合は、所在地、事業所名、代表者名を記載

電話:

生年月日:

※薪ストーブの設置・次世代自動車の導入補助を申請する事業者の場合は、生年月日の記入は不要

市税納付状況及び住民基本台帳の情報の照会に関する同意書

私は、長岡京市COOL CHOICE実践補助金交付要綱第7条第1項の規定に基づき、補助金の 交付申請をするにあたり、次の納付状況(納付額、申告の有無等)の確認のため、長岡京 市長が照会することに同意します。

個人市民税 固定資産税 都市計画税 軽自動車税 法人市民税

※法人市民税は薪ストーブの設置・次世代自動車の導入補助を申請する事業者の場合

#### (以下、申請者が個人の場合)

また同じく、私は、長岡京市 COOL CHOICE 実践補助金交付要綱第7条第1項の規定に基づき、補助金の交付申請をするにあたり、次の住民基本台帳情報の確認のため、長岡京市長が照会することに同意します。

氏名 生年月日 現住所

#### (申請者) 氏名:

※薪ストーブの設置補助を申請する事業者の場合は、事業所名、代表者名を記載

## 誓 約 書

私は長岡京市COOL CHOICE実践補助金交付要綱第4条第1号に掲げる薪ストーブの設置補助の申請を行うにあたり、次の事項を遵守することを誓約します。

- 1 設置した薪ストーブは、適切に維持管理し、火災予防に努めます。
- 2 ごみ等の廃棄物及び健康を害するおそれのあるものは、一切これを燃やしません。
- 3 薪ストーブの使用により発生する煙・においについて、近隣住民等の迷惑にならないよう配慮するとともに、万が一苦情があった場合には、誠実に対応します。
- 4 長岡京市森林組合が薪を販売する場合は、当該薪を使用します。

## 工事完了報告書

下記の注文主が発注した、長岡京市 COOL CHOICE 実践補助金の申請に係る工事について、下記のとおり完了したことを報告します。

#### (工事業者等記入欄)

注文主(顧客) =工事場所の者	様(補助金申請者)
工事内容	□薪ストーブの設置 □住宅窓の断熱改修 □家庭用燃料電池システムの設置
工事が完了した日	年 月 日
この報告書の 記入業者	【所在地】〒 【会社名】 【担当者】 【電 話】
この報告書の 記入日	年 月 日

※注文主の長岡京市 COOL CHOICE 実践補助金の申請に際し、万が一申請内容に疑義が生じた場合には、上記の報告書記入業者に、工事内容、工事完了日等について確認を行うことがあります。

第 号年 月 日

様

長岡京市長印

#### 長岡京市COOL CHOICE実践補助金交付決定通知書

年 月 日に申請のありました長岡京市COOL CHOICE実践補助金について、下記のとおり交付することを決定しましたので、長岡京市COOL CHOICE実践補助金交付要綱第8条第2項の規定に基づき通知します。

記

1 補助金交付決定額

- 円
- 2 補助金交付決定額の根拠
- 3 補助金の交付の条件
- (1) 長岡京市COOL CHOICE実践補助金交付要綱の規定を遵守すること。
- (2)補助金の目的に係る範囲において、補助金の交付を受けた設備等の使用 状況等の聞き取りその他の協力を求めることがあるが、協力すること。
- (3) 補助金の交付を受けた設備等を、別に定める期間、処分することなく、 適切に管理すること。万が一上記期間内に処分を行う場合は、その旨 届け出ること。(この場合、補助金の返還が必要となることがある。) なお、処分の制限期間を超えて処分を行う場合は、届け出は必要ない。
- ※「長岡京市 COOL CHOICE 実践補助金交付請求書」に必要事項を記入し、速やかに請求してください。

 第
 号

 年
 月

 日

様

長岡京市長印

### 長岡京市COOL CHOICE実践補助金不交付決定通知書

年 月 日に申請のありました長岡京市COOL CHOICE実践補助金について、下記の理由により不交付とすることを決定しましたので、長岡京市COOL CHOICE実践補助金交付要綱第8条第4項の規定に基づき通知します。

記

- 1 申請者名
- 2 補助金不交付の理由

#### (申請者) 氏名:

※薪ストーブの設置・次世代自動車の導入補助を申請した事業者の場合は、事業所名、代表者名を記載

#### 長岡京市COOL CHOICE実践補助金交付請求書

長岡京市COOL CHOICE実践補助金交付要綱第9条第1項の規定により、下記のとおり補助金の交付を請求します。

なお、補助金は次の口座に振り込んでください。

,	
補助金請求額	円
金融機関名	
支店名	
預金種目	1 普通 2 当座
口座番号	
ふりがな	
口座名義人	

- ※振込先口座は請求者(申請者)本人名義のものに限ります。
- ※ゆうちょ銀行の場合は、振込用の支店名・預金種目・口座番号が必要です。

 $\mp$ 

(申請者) 住所:

氏名:

※薪ストーブの設置・次世代自動車の導入補助を利用した事業者の場合は、所在地、事業所名、代表者名、担当者名を記載

電話:

#### 長岡京市 COOL CHOICE 実践補助金財産処分承認申請書

長岡京市 COOL CHOICE 実践補助金の交付を受けた下記設備等の処分について、承認されたく申請します。

補助金の交付を 受けた設備等				
補助金の交付決定日 又は補助金の入金日	□交付決定日 □入 金 日	年	月	日
補助金の交付額			円	
設備等の処分の方法 (売却、廃棄等)				
設備等の処分の時期				
設備等の処分の理由				

※処分の承認にあたり、補助金の返還が必要となる場合があります。

 第
 号

 年
 月

 日

様

長岡京市長印

#### 長岡京市COOL CHOICE実践補助金取消通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定した標記の補助金について、 長岡京市COOL CHOICE実践補助金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり交付決定を 取り消したので通知します。

記

1 交付決定額 円

2 交付決定取消額 円

3 取消理由

 第
 号

 年
 月

 日

様

長岡京市長印

### 長岡京市COOL CHOICE実践補助金返還命令書

年 月 日付け 第 号で交付決定した標記の補助金について、 長岡京市COOL CHOICE実践補助金交付要綱第11条第1項の規定により、下記のとおり返還 を命じます。

記

- 1 返還を命ずる額 円
- 2 返還期限 年 月 日
- 3 返還を命ずる理由
- 4 返還方法

年 月 日

長岡京市長 様

Ŧ

(申請者) 住所:

氏名:

電話:

## 長岡京市 COOL CHOICE 実践補助金交付申請書兼実績報告書

(第4条第1項(6)太陽光発電設備と蓄電設備の同時設置(非FIT案件)の様式) (第4条第1項(7)(8)太陽光発電設備と蓄電設備に高効率給湯機器又はコージェネレーションシステムを加えた3点同時設置の様式)

長岡京市 COOL CHOICE 実践補助金交付要綱第7条第1項の規定に基づき、次のとおり補助金の交付を申請します。申請にあたり、同要綱の規定を遵守することを誓約します。

□にチェック(☑)をし、( )に必要事項を記載してください。 <u>過<b>去に同補助金の交付を受けた者は、</b></u>				
同じ補助対象事業	に対して補助を受けること	<u>ができない</u> 旨、理解した上で申請します。		
□【第4条第1項⑹】 太陽光発電設		:発電設備と蓄電設備に加え、高効率給湯機器かコージェネ <b>点同時設置の場合</b> (この場合非 FIT だけでなく FIT も含む)		
備と蓄電設備 の同時設置で	□ <u>高効率給湯機器</u> 導入費用の1/2補助 (千円未満切捨)上限10万円	□ <u>コージェネレーションシステム</u> 導入費用の1/2補助 (千円未満切捨) 上限20万円 ( 円) 停電時自立発電機能付きの家庭用燃料		
非 FIT の場合	( 円…④)	電池システムで、本市内業者に発注する場合は、 <u>上記に+5万円</u> (円…A)		
太陽電池出力 (       kW…B)         パワーコンディショナ出力 (       kW…b)         非 FIT の場合 Bと Dのいずれか低い方×2万円 (千円未満切捨) 上限8万円 ※ただし補助対象経費の1/2以内         FIT の場合 B×1万円 (千円未満切捨) 上限4万円 ※ただし補助対象経費の1/2以内         = (       円…©)				
<u>蓄電設備の蓄電容量</u> ( kWh… ( ) ※小数点第2位以下を切り捨て				
非 FIT の場合 ①×3万円 (千円未満切捨) 上限18万円 ※ただし補助対象経費の1/2以内				
FIT の場合 ①×1万5千円 (千円未満切捨) 上限9万円 ※ただし補助対象経費の1/2以内				
= ( 円···· <b>E</b> )				
<b>補助金申請額</b> 基本額1万円+\(\alpha\+\(\C\)\+\(\E\)\(=\) (				

※申請期限は、「電気事業者との電力受給開始日から6カ月以内(電気事業者と電力受給契約を交わさない場合は、設置工事完了後6カ月以内)又は契約年度の2月最初の開庁日のいずれか早い方まで」です。

#### 別記様式第13号(第7条関係)

補助金交付申請にあたっての確認書 ※専門的事項については、契約業者に相談の上、口してください。

(第4条第1項(6)太陽光発電設備と蓄電設備の同時設置(非 FIT 案件)の様式)

(第4条第1項(7)(8)太陽光発電設備と蓄電設備に高効率給湯機器又はコージェネレーションシステムを加えた3点同時設置の様式)

【第4条第1項(6)(7)(8)共通】	☆ 確認書類を例示しています
設置場所は申請者の住民票上の住所と同一であり、同補助金を活用したことはない。	
太陽電池出力が 2 kW 以上1 0 kW 未満で(上限の1 0 kW 未満は、パワーコンディショナの定格出力でもよい。)蓄電池の公称容量が1 kWh 以上であること。	□ 出力対比表、製品カタログ、仕様書
工事の契約日が、申請年度の基準日(=当該補助メニューの財源となる国庫から京都府への補助 金の交付決定日)以降である。※基準日は本市のホームページ等で事前にご確認ください。	□ 工事請負契約書 売買契約書
申請期限を過ぎていないこと。	
蓄電設備は、太陽光発電設備により発電する電力を平時充放電できるよう、太陽光発電設備と連係している付帯設備であること。(停電時のみに利用する非常用予備電源でないこと。)	□ 工事配線図面

【第4条第1項(6)(8)(非 FIT)の場合】※3点同時設置の場合も、非 FIT であればご回答ください。	✓ 確認書類を例示しています
法定耐用年数を経過するまでの間、自家消費した環境価値をJクレジット等の制度を利用して手放さないこと。	
国の固定価格買取制度「FIT」や、「FIP(Feed in Premium)」の認定を取得しないこと。また、電気事業法第2条第1項第5号ロに定める接続供給(自己託送)を行わないこと。	□ 電力受給契約確認書 系統連系承諾書
再エネ特措法に基づく「事業計画策定ガイドライン(太陽光発電)」(資源エネルギー庁)に定める遵守事項等に準拠して事業を実施すること。	
発電した電気の自家消費率を30%以上とすること。	□ 発電電力消費計画書
蓄電設備の価格が、蓄電容量1kWh あたり工事費込みで税抜12.5万円以下となるよう努めること。(結果的に超えていても補助対象として認める。)	□ 単価が計算できる資料
蓄電池部(初期実効容量 1.0kWh 以上) とパワーコンディショナ等の電力変換装置等から構成されるシステムであり、蓄電システム本体機器を含むシステム全体を一つのパッケージとして取り扱うものであること。(初期実効容量は、JEM 規格で定義された初期実効容量のうち、計算値と計測値のいずれか低い方を適用する。) ※システム全体を統合して管理するための番号が付与されていること。	□ (一社)環境共創イニシ アチブへの製品登録に 関する資料
性能表示基準:蓄電池について「蓄電容量」「初期実効容量」「定格出力」「出力可能時間」「廃棄方法」「アフターサービス」の記載が、製品カタログ、仕様書等で確認できること。	□ 製品カタログ、仕様書
蓄電池部安全基準: JIS C 8715-2 又は IEC62619 の規格を満足すること。	
蓄電システム部安全基準 (リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムのみ) JIS C 4412 の規格を満足すること。ただし、電気製品認証協議会が定める JIS C 4412 適用の 猶予期間中は、JIS C 4412-1 若しくは JIS C 4412-2 の規格も可とする。 (JIS C4412-2 にお ける要求事項の解釈等は「電気用品の技術基準の解釈 別表第八」に準拠すること。)	
震災対策基準(リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムのみ) 蓄電容量10kWh 未満の蓄電池は、第三者認証機関の製品審査により、「蓄電システムの震災対 策基準」の製品審査に合格したものであること。(第三者認証機関は、電気用品安全法国内登録 検査機関であること、かつ、IECEE-CB 制度に基づく国内認証機関(NCB)であること。)	
メーカー保証 (無償) 及びサイクル試験による性能の双方が10年以上の蓄電システムであること。	保証書
太陽光発電設備又は蓄電設備に対し、他の国庫補助金を受けていないこと。	

※上に該当しない項目があっても、FIT の場合と同額の補助であれば対象となる場合がありますので、ご相談ください。

【第4条第1項(7)(8)(3点同時設置)の場合】	☆ 確認書類を例示しています
(高効率給湯機器の場合)従来の給湯機器等に対して30%以上省CO2効果が得られるものであること。	当エネ性能比較計算表
(コージェネレーションシステムの場合)都市ガス、天然ガス、LPG、バイオガス等を燃料とし、エンジン、タービン等により発電するとともに、熱交換を行う機能を有する熱電併給型動力発生装置又は燃料電池であること。	□ 製品カタログ、仕様書
高効率給湯機器又はコージェネレーションシステムに対し、他の国庫補助金を受けていないこと。	

上記について確認しました。 年 月 日 (申請者)氏名:

### 別記様式第14号(第7条関係)

#### 長岡京市長 様

#### 宣誓書兼工事完了報告書

(第4条第1項(6)(8)非 FIT で太陽光発電設備と蓄電設備を同時設置した場合) ※高効率給湯機器又はコージェネレーションシステムを加えた3点同時設置を含む。

国の固定価格買取制度「FIT」や、「FIP(Feed in Premium)」	申請者氏名
の認定を取得しないこと、電気事業法第2条第1項第5号ロ	
に定める接続供給(自己託送)を行わないこと、また、法定	
耐用年数を経過するまでの間、機器の適正な管理・運用に努	
めるとともに、自家消費した電力の環境価値をJクレジット	
等の制度を利用して手放さないことを宣誓します。	

#### (以下、工事業者等記入欄)

下記の注文主が発注した、長岡京市 COOL CHOICE 実践補助金の申請に係る工事について、下記のとおり完了したことを報告します。

注文主(顧客) =工事場所の者	様(補助金申請者)
工事内容	非 FIT で太陽光発電設備と蓄電設備を同時設置 ※且つ高効率給湯機器又はコージェネレーションシステムを 加えた 3 点同時設置の場合はチェック → □
工事が完了した日	年 月 日
この報告書の 記入業者	【所在地】〒 【会社名】 【担当者】 【電 話】
この報告書の 記入日	年月日

※注文主の長岡京市 COOL CHOICE 実践補助金の申請に際し、万が一申請内容に疑義が生じた場合には、上記の報告書記入業者に、工事内容、工事完了日等について確認を行うことがあります。

#### 別記様式第15号(第7条関係)

#### 発電電力消費計画書

(第4条第1項(6)(8)非 FIT で太陽光発電設備と蓄電設備を同時設置した場合) ※高効率給湯機器又はコージェネレーションシステムを加えた3点同時設置を含む。

導入する設備により発電する電力の年間自家消費率の見込みは、下記のとおり30%以上であることを報告します。

申請者氏名		
<b>壮中を急性の珍曇</b> 山土	太陽光モジュール	kW
補助対象設備の発電出力	パワーコンディショナ	kW
蓄電池の容量		kWh
補助対象設備における年間発電量見込み①		kWh/年
年間自家消費量見込み②		kWh/年
年間自家消費率見込み (②÷①)		%
過去1年間の電力使用量 ※新築の場合は記入不要		kWh/年

#### 【添付書類】

- 1 年間発電量見込みの算定根拠となる資料
- 2 過去1年間の電力使用量の算定根拠となる資料 (新築の場合は不要)

#### 【留意事項】

- 1 年間自家消費率見込みが30%以上となるようにすること。
- 2 補助金交付後、実際の自家消費率について報告を求める場合があります。

年 月 日

長岡京市長 様

〒

(委任者) 住所:

氏名:

※薪ストーブの設置・次世代自動車の導入補助を申請する事業者の場合は、所在地、事業所名、代表者名、担当者名を記載

雷話:

委 任 状

私は、下記の者を代理人に選任し、長岡京市 COOL CHOICE 実践補助金に関する事務手続き一切の権限を委任します。

なお、代理人が行う事務手続きについて、異議申し立てを行いません。

記

(代理人) 所在地:

会社名:

担当者: 電 話:

## 出 力 対 比 表

下記の注文主が発注した、長岡京市 COOL CHOICE 実践補助金の申請に係る「太陽光発電設備と蓄電設備の同時設置」工事について、下記のとおりであることを報告します。

#### (販売業者等記入欄)

太陽電池モジュール の製造業者	太陽電池モジュール の型式	1枚あたり 公称最大出力	設置 枚数	合計出力
		kW	枚	kW
		kW	枚	kW
		kW	枚	kW
	合計		枚	kW

#### (販売業者等記入欄)

注文主(顧客) =工事場所の者	様(補助金申請者)
	【所在地】〒
この報告書の	【会社名】
記入業者	【担当者】
	【電話】
この報告書の 記入日	年 月 日

※注文主の長岡京市 COOL CHOICE 実践補助金の申請に際し、万が一申請内容に疑義が生じた場合には、上記の報告書記入業者に、設置設備の詳細について確認を行うことがあります。

年 月 日

## <経費内訳書>

※領収書等の金額の内訳を示す書類(補助対象経費が分かるもの)がない場合に提出してください。

## 領収書等額面金額= (

円) =下記A+B

## 【補助対象経費】

項目	金額	税抜・税込表記
①	円	
2	円	
3	円	税抜・税込 ※どちらかを○で囲む。
4	円	
(5)	円	
消費税	円	上記で税抜の場合はここに消費税を記載
補助対象経費 計 🛕	円	

# 【補助対象外経費】

項目	金額	税抜・税込表記	
①	円		
2	円		
3	円	税抜・税込 ※どちらかを○で囲む。	
4	円		
(5)	円		
消費税	円	上記で税抜の場合はここに消費税を記載	
補助対象外経費 計 B	円		